

6 薬 第 1491 号
令和 7 年 3 月 11 日

愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 様

愛媛県保健福祉部長

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う
旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について

平素より、本県の衛生行政に御理解と御協力いただきありがとうございます。

さて、このことについて、厚生労働省から、別紙のとおり依頼がありましたので、内容を御了知の上、貴組合員等への周知をお願いします。

特に日本国内に住所を有しない外国人が宿泊した場合には、下記の事項について留意のうえ、遵守をお願いします。

記

- 1 宿泊者名簿には、宿泊者の氏名、住所及び連絡先等の他、「国籍」及び「旅券（パスポート）番号」の記載を徹底すること。
- 2 「旅券（パスポート）」の呈示を求めるとともに、その写しを宿泊者名簿とともに保存すること。
- 3 「旅券（パスポート）」の呈示を拒否する場合は、最寄の警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- 4 警察官からその職務上宿泊者名簿等の閲覧請求があった場合には、協力すること。

(担当)

愛媛県保健福祉部健康衛生局

薬務衛生課 環境衛生係 尾崎

TEL : 089-912-2394

FAX : 089-912-2389

E - mail : yakumueisei@pref.ehime.lg.jp

健生衛発 0307 第 1 号
令和 7 年 3 月 7 日

都 道 府 県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う
旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について

宿泊者名簿の必要事項の記載等の徹底については、旅館業法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 7 号）の施行に伴い、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 17 年 2 月 9 日付け健発第 0209001 号厚生労働省健康局長通知）及び「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について」（同日付け健衛発第 0209004 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により旅館業の営業者が実施すべき措置の周知、指導を依頼するとともに、その後も繰り返し周知の徹底、指導をお願いしてきたところです。

今般、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を控えていることを踏まえ、改めて、無許可営業者の把握・指導等に努めるとともに、貴管内の関係団体及び旅館業の営業者に対して、宿泊者名簿の管理を徹底するほか、日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に係る宿泊者名簿への国籍及び旅券番号の記載、旅券の写しの保存並びに捜査機関に対する協力等について、「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」（平成 26 年 12 月 19 日付け健衛発 1219 第 2 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）なども踏まえ、一層の周知を図るようお願いいたします。